

これまでの意見の整理（案）

第1回協力者会議にて提示した「主な検討事項例（案）」の項目ごとに、事務局において各委員の意見を以下のとおり整理した。

1. 大学入学者選抜における多面的な評価の内容や手法に関する事項

- 学力の3要素である「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」を把握するに当たり、一般、総合型、学校推薦型のそれぞれの選抜区分ごとに求められる多面的な評価の在り方について、どのように考えるか。

【多面的な評価の方向性】

- ・ 電子化した調査書から得られる情報だけで多面的な評価ができるかは疑問であり、きちんと多面的な評価を進めるためには、総合型選抜、学校推薦型選抜を充実させるのかなど、入試の仕組の在り方を議論する必要があるのではないか。
- ・ 多面的評価に入試を変えていくのであれば、調査書をいくら電子化しても、合否判定までの期間との関係で、一般選抜で評価するのは難しいと思う。そうすると、全ての入試を総合型選抜、学校推薦型選抜のような形に変えていかざるを得ないのではないか。
- ・ 電子的方策を用いずに、生徒の資質・能力を多面的・総合的に評価することは困難であるが、一般選抜は基本的に多面的評価を前提としない仕組であり、電子的方策を用いても多面的な評価を反映することは期待できない。そのため、募集人員の多くの割合を総合型選抜に漸次移行させて、多面的な評価を実現すべきではないか。
- ・ 多面的な評価全般に関わることとして、教育格差（経済、地域、家庭）の拡大への懸念がある。
- ・ 過去にどういうことに取り組んだかというより、受験生が受験しようとした時点の力を多面的に評価することが、多面的評価の本来の意義ではないか。

【多面的な評価の方法】

- ・ 高校生の多種多様な活動を、明確な根拠と基準をもって格付けすることは困難。
- ・ 志望分野と関連が深い活動や実績であっても、多くは普通レベルであるから、その場合は結果よりも、むしろプロセスやアドミッション・ポリシーとの整合性などを評価することになる。
- ・ 志望分野と関連がない活動や実績の場合でも、身に付けた能力やスキルをしっかり言語化してアピールしてもらうという形での評価ができるのではないか。
- ・ 調査書を電子化したとしても、成果物や証明書等の添付ができないなどの課題があり、調査書だけでは多面的な評価は困難。学びのプロセスの記録も併せて活用することで多様な能力にもスポットライトを当てることが可能。

- ・ 受験生が提出する様々な申請書や添付資料をきちんと評価するためには、そうした書類を効率的に審査できる電子的なシステムが必要ではないか。
- ・ 多面的に評価することは、アドミッション・ポリシーが明確化されていることが前提。
- ・ 多面的に評価するといっても、多種多様な能力が対象となるため、これらをどう評価するかは、基本的には各大学のアドミッション・ポリシーの中で、受験生のどういう能力を評価したいのかを明確にすることに関わってくる。ここを出発点にしてそれぞれの大学が求める能力を丁寧に評価すればよい。
- ・ 調査書やポートフォリオだけでは十分に内容が伝わらない懸念があり、評価は面接で行うことが良いのではないか。
- ・ 多面的に評価するためには、生徒の在籍する高校がどのような特色をもった高校なのかといった背景情報が必要である。
- ・ 非認知的な特性は客観的評価が非常に困難であり、工夫が必要。評価者はそれぞれ価値観が違うので、評価する人の訓練や研修を行い、あらかじめ評価軸の調整を行うことなどが重要となる。
- ・ 多面的な評価のアプローチとして例えば3つ。
 - i) テストの得点や調査書の GPA で一段階目の選抜をして、残った者を志望理由書や面接などで丁寧に評価を行う。
 - ii) 面接や志望理由書、調査書などの多様な資料を使って、それぞれに比重をかけて評価し、100点満点に換算して合否を決める。
 - iii) 評価者の判断基準に基づき、包括的な評価(テスト、面接、志望理由書、推薦書など)をして、思い切って合否を決める。

【選抜区分ごとの評価の在り方】

- ・ 一般選抜で多面的な評価を行うために、調査書、ポートフォリオに加えて、総合型選抜で蓄積されたノウハウ等を活用した新たな選抜システムの開発普及が求められている。
- ・ 一般選抜での多面的な評価については、大まかに段階評価を行ったうえで、他の評価指標と組み合わせてやれば、客観性が担保できるのではないか。
- ・ 一般選抜において丁寧に多面的な評価を行うには、面接や集団討論が必要となるが、評価期間が十分に確保できない点や、受験者数が多い募集区分では現実的には難しい。調査書や志願者本人が記載する資料の評価が考えられる。
- ・ 合否に影響がある層だけを抽出して書類選考で丁寧な評価をすれば、一般選抜でも多面的な評価が可能である。
- ・ 一般選抜は受験生の数が多く手間がかかり時間的な制約も受けることから、多面的に評価することは困難ではないか。

【留意点】

- ・ 多面的評価を導入することで、具体的に何が良くなるのか、どのように展開していくのか等を共有して議論を進める必要がある。

- ・ ポートフォリオを入試で活用することが必須になってしまうと、浪人生をどう評価するかという問題が生じる。

●主な意見の概要

(1) 多面的評価の方向性については、電子の方策を用いた評価を行うことの有用性を認めつつ、合否判定までの期間との関係で、一般選抜での多面的評価は難しく、それを進めるためには、総合型選抜、学校推薦型選抜を充実させるのかなど、入試の仕組の在り方を議論する必要があるとの意見があった。

(2) 多面的評価の方法については、各大学のアドミッション・ポリシーで、受験生のどのような能力を評価したいのかが明確になっていることが前提であり、そのうえで、電子的なシステムも用いながら、調査書だけでなくポートフォリオ、志望理由書などの多様な資料の活用や、面接などを行うのがよいのではないかといい意見があった。

また、例えばとして、テストの得点や調査書の GPA での一段階目の選抜を経て、志望理由書や面接で評価する方法や、面接や多様な資料を通じて、それぞれに比重をかけた点数換算で評価する方法、評価者の判断に基づき、包括的に評価する方法などの提示があった。評価者については、研修などを行い、あらかじめ評価軸の調整を行うことが必要といった意見があった。

その他、主体性等の非認知的な特性は客観的評価が非常に困難であり、工夫が必要となるとの意見や、調査書を電子化したとしても、成果物や証明書等の添付ができないと、調査書だけで多面的・総合的な評価は困難であるといった意見があった。

(3) 選抜区分ごとの評価の在り方については、特に一般選抜に関して、

- ・ 合否に影響がある層だけ抽出して書類選考を行ったり、大まかな段階評価を行ったり、他の評価指標と組み合わせると評価をすれば、多面的評価が可能ではないか

といった肯定的な意見があった一方で、

- ・ 面接や集団討論などの手法が丁寧であるものの、受験生の数が多く手間がかかり時間的な制約も受けることから、多面的に評価することは困難ではないか

との慎重な意見があった。

○ その際、特に主体性等を入試で評価することの意義について、どのように考えるか。

【評価の意義】

- ・ 国の方から各大学で評価基準を定めてくれという形になった場合、主体性というのが本当に公平・公正な入試の評価につながるのか疑問。
- ・ そもそも入試で主体性等を評価すべきかというところまで戻って議論するのか、

あるいは評価することを前提に電子調査書システムを作るなど、建設的にどのような評価が考えられるのかを議論するのか、整理が必要。

- ・ 主体性等を評価するということは、大学が入学後の学びとして示していることを受験生が理解したうえで、自身に取り組んできた活動や実績を振り返る機会となり、進路を見つめ直すことで入学後のミスマッチを解消する狙いがある。

【評価対象】

- ・ 一番重要なことは、生徒が様々な活動に取り組んだという目的と、それを達成するまでの過程を評価することだと考える。この点を特に一般選抜で評価できるかというのは、なかなか難しいのではないか。
- ・ 多くの大学が求めているのは、体験活動に重きを置いた主体性というよりも、普段の高校での学習に対する主体性ではないか。
- ・ 大学が評価しようとしている主体性とは、学ぶ学習場面での主体性なのか、ボランティアとか留学とか課外での主体性なのか、それぞれの大学のアドミッション・ポリシーによって異なると思うので、この点を明らかにすることが必要ではないか。
- ・ 入試で評価するのであれば、認知的な部分と非認知的な部分の両方を評価しなければならず、それが多面的で総合的な評価になると考える。

【留意点】

- ・ 大学入試のために、高校生がポートフォリオに入力することが、かえって自分たちの高校生活の自由度を奪ってしまわないかということ。
- ・ 主体性等の評価が入試だけにとどまらず、高校での学びの把握を大学入学後の教育につなげる高大一貫ポートフォリオが考案できないか。
- ・ 主体性等を評価することが、高校生にとって過度な動機付けになると、逆に主体性を損なう危険性がある。
- ・ 主体性や多様性と言われる人間の性質は、プラス・マイナスの両面から捉えられ評価されてしまうことがあり、具体的に定義ができないことから、評価することも難しいのではないか。

●主な意見の概要

(1) 主体性等を評価することの意義については、

- ・ 大学が入学後の学びとして示していることを受験生が理解した上で、自身に取り組んできた活動や実績を振り返る機会となり、進路を見つめ直すことで入学後のミスマッチを解消する狙いがある

といった肯定的な意見がある一方で、

- ・ 各大学で評価基準を定めた場合、主体性というものが本当に公平・公正な入試の評価につながるのか

といった慎重な意見があった。

(2) 主体性等の評価対象については、

- ・生徒が様々な活動に取り組んだ目的と、それを達成するまでの過程を評価することが重要である
- ・大学が評価しようとする主体性とは、普段の学習場面での主体性なのか、ボランティア等の課外での主体性なのか、それぞれの大学のアドミッション・ポリシーで明らかにする必要がある

との意見があった。

(3) 留意点としては、主体性等を評価することが高校生にとって過度な動機付けになり、逆に主体性を損なう危険性があるといった意見があった。

○ 高校や保護者側が期待する多面的な評価とはどのようなものか。

【評価の方法】

- ・成果の記録を得点化することに対しては不安の声がある。
- ・教科毎の学習活動だけでなく、特別活動などを通して高等学校が育成する生徒の資質・能力と、各大学とのアドミッション・ポリシーとのマッチングが、入試を通して図られることが重要ではないか。
- ・多面的な評価の評価基準が多角的になると、それを満たすための準備の期間や負荷が大きくなることが考えられる。

【大学への要望】

- ・多面的な評価に当たって、まずは大学が何をどのように評価するのかを明らかにすべき。
- ・調査書を活用するのであれば、透明性を持って、全ての大学で積極的に活用されることを望む。
- ・多面的評価は良いものであるが、その仕組作り自体を間違えると、排除の論理にもなりかねない。

【懸念される点】

- ・(再掲) 大学入試のために、高校生がポートフォリオに入力することが、かえって自分たちの高校生活の自由度を奪ってしまわないか。
- ・(再掲) 主体性等を評価することが、高校生にとって過度な動機付けになると、逆に主体性を損なう危険性がある。
- ・日々の活動内容や学びをデータとして蓄積し、多面的な評価に活用するという点については、すべての高校生がデータを蓄積していけるわけではないという実態を考慮すべき。
- ・(再掲) ポートフォリオを入試で活用することが必須になってしまうと、浪人生をどう評価するかという問題が生じる。
- ・「主体性等の評価」という言葉の理解に個人差や曖昧さがあり、きちんとした理

解がないままに進めていくことに不安がある。

- ・ 「主体性等」には客観的に評価が可能な能力だけでなく、態度や意欲といった資質が混在しており、評価が主観的になるのではないかという懸念がある。
- ・ （再掲）主体性や多様性と言われる人間の性質は、プラス・マイナスの両面から捉えられ評価されてしまうことがあり、具体的に定義ができないことから、評価することも難しいのではないか。

●主な意見の概要

(1) 高校や保護者側が期待する多面的な評価の方法について、

- ・ 教科毎の学習活動や特別活動などを通して、高等学校が育成する生徒の資質・能力と、各大学とのアドミッション・ポリシーとのマッチングが図られることが重要ではないかといった意見や、成果の記録を得点化することや評価基準を満たすための負荷が大きくなることへの不安があるとの意見があった。

(2) 高校や保護者側から大学への要望として、

- ・ 大学が何をどのように評価するのかを明らかにすべきである
 - ・ 調査書を活用するのであれば、透明性を持って、全ての大学で積極的に活用されることを望む
- との意見があった。

(3) 懸念される点として、「主体性等」には客観的に評価が可能な能力だけでなく、態度や意欲といった資質が混在しており、評価が主観的になるのではないかといった意見があった。

2. 調査書の在り方及び電子化手法に関する事項

- 次期学習指導要領に対応した指導要録の改訂及び学校の働き方改革による教員の負担軽減を踏まえた調査書の内容について、どのように考えるか。

【次期学習指導要領下での調査書の在り方】

- ・ 新たな調査書の記載事項は、教員が行うことのできる生徒の資質・能力評価に関する事項に極力限定すべきである。
- ・ 電子化するからといって、調査書にいろいろなことを記載する項目を設定するのは無理がある。
- ・ 現場では、生徒を多面的に評価するために、調査書の記載内容が弾力化されるのは良いことであるという意見がある一方で、大学ごとに異なる内容を求められると、業務負担の増加や、出願までに記載が間に合うかなどの不安がある。
- ・ 調査書の記載事項について、大学や学部ごとに異なる内容を求められるのは相当の負担であり、それをやるのであれば、学校推薦型選抜や総合型選抜に限定することが望ましい。
- ・ 高校側は調査書の記載内容を限定的に考えている一方、大学側はできるだけ多くの情報が欲しいということで、両者の方向性の違いをこの会議で調整することが必要。
- ・ 調査書は一般選抜では廃止し、総合型選抜においても筆記試験と面接試験が十分に行われれば、不要になるのではないか。
- ・ 学校外の活動や資格取得などは、調査書以外の推薦書や生徒の自己アピール文書等に記載して、調査書には記載しない方がよいのではないか。

【改訂済みの調査書について】

- ・ 指導要録の記載事項を必要最小限にすることと、調査書の指導上参考となる諸事項の欄が細分化されていることは若干矛盾を感じる。
- ・ 調査書の両面1面の制限を撤廃していることは、教員の負担増につながるとともに、教員の力量に依存して記載内容が多様化し、公正・公平な評価がかえって困難となるようなことも想定されるので、記載内容や分量に関して統一的なルールが必要ではないか。
- ・ 生徒の多様な活動を通じた評価をより具体的に記載すれば活用できる可能性はあるが、高校側からは、書く分量が増えて教員の働き方改革に逆行する、調査書の元資料となる指導要録の簡素化とも逆行する等の意見がある。
- ・ 書き手である教員の評価能力や記載能力によって内容に差が生じるのではないか。
- ・ 調査書の各所見欄は、あくまでも教員による生徒の行動等に関する主観的な評価ということを念頭に置いて評価することが必要。

【調査書と指導要録との関係】

- ・ 実態として、調査書の様式によって指導要録の作り方も変わっていかざるを得ない点に留意が必要である。
- ・ 調査書の裏面（「特別活動の記録」「指導上参考となる諸事項」など）に実際何が書かれているか、現状をきちんと把握することが必要ではないか。
- ・ 調査書は必要最小限の共通事項だけにして、指導要録をベースに記載者による差異を生まないようにする必要がある。
- ・ 調査書は指導要録を転記することで作成しているが、今年度から、指導要録の様式は変わらないままに調査書の様式が変更となり、現場で混乱が生じている。
- ・ 指導要録の記述が簡素化されるなら、調査書の様式も簡素化されるべき。その場合、大学は多面的に評価するための情報を得ることが必要となるので、調査書だけでなく入学者選抜全体の電子化を検討していくことが必要。

●主な意見の概要

- (1) 次期学習指導要領下での調査書の在り方について、
 - ・ 記載事項は様々なことを設定するのではなく、教員が行うことのできる生徒の資質・能力評価に関する事項に極力限定すべきである
 - ・ 大学や学部ごとに異なる内容を求められるのは相当の負担であり、学校推薦型選抜や総合型選抜に限定することが望ましいといった意見があった。
- (2) 今年度改訂を行った調査書については、
 - ・ 書く分量が増えて教員の働き方改革や指導要録の簡素化と逆行する
 - ・ 書き手である教員の評価能力や記載能力によって内容に差が生じる懸念がある
 - ・ 調査書の各所見欄は、あくまでも教員による生徒の行動等に関する主観的な評価ということを念頭に置いて評価することが必要といった意見があった。
- (3) 調査書と指導要録との関係については、指導要録の記述が簡素化されるなら、調査書の様式も簡素化し、必要最小限の共通事項だけにして、指導要録をベースに記載者による差異を生まないようにする必要があるといった意見があった。

◆さらに議論が必要と考えられる点

⇒ 次期学習指導要領下において調査書の様式を簡素化するとしても、調査書を多面的評価の資料のひとつとして活用するに当たって、大学側はどのような情報が必要かについて、さらに議論が必要ではないか。また、仮に調査書を指導要録と同内容でよいとするならば、指導要録と異なる形式で別途調査書を作成する必要があるかについて、さらに議論が必要ではないか。

- その際、観点別学習状況の評価の観点や、調査書の「指導上参考となる諸事項」の欄の取扱いなどについて、どのように考えるか。

【観点別評価の取扱い】

- ・ 新しい学習指導要領では観点別評価がより見える形になっており、歓迎したい。新たな調査書ではこの点も考慮に入れた議論をお願いしたい。
- ・ 観点別評価を調査書でどう取り扱うかを明確にしておかないと現場は動けない。
- ・ 総合型選抜などの丁寧な入試を行うのであれば、調査書の観点別評価も意味を持つが、現在の一般選抜では、調査書に観点別評価を求めることは更なる評価の形骸化を招く恐れがある。
- ・ 観点別評価も入試の選抜で見たい。A評価という学生は、おそらく入学後もきちんと学習に向き合ってくれるのではないかと。

【指導上参考となる諸事項の取扱い】

- ・ 総合所見や指導上参考となる諸事項の欄に何を記載するかについては、学校の教育課程上の活動として行ったものかどうかで判断することにより。校外の活動については、担任がすべて把握するのは難しい。
- ・ 現在、調査書の指導上参考となる諸事項の欄等については、客観的な事実のみ記載されていることが多いと考えられるが、記載内容の差異によって不利益を被る受験生が出ないように、大学は事前にどのように評価するかを示すべき。

●主な意見の概要

(1) 観点別評価の取扱いについて、

- ・ 新しい学習指導要領では観点別評価がより見える形になっており、新たな調査書ではこの点も考慮に入れた検討が必要であるとするものの、他方で、一般選抜では、調査書に観点別評価を求めることは更なる評価の形骸化を招く恐れがある

との意見があった。

(2) 指導上参考となる諸事項の取扱いについて、学校の教育課程上の活動として行ったものは記載できるが、校外の活動については、担任がすべて把握するのは難しいとの意見や、記載内容の差異によって不利益を被る受験生が出ないように、大学は事前にどのように評価するかを示すべきとの意見があった。

◆さらに議論が必要と考えられる点

⇒ 次期学習指導要領での観点別学習状況の評価の観点や、調査書の「指導上参考となる諸事項」の欄について、大学入試においてどこまで評価するかなど、評価の在り方について、さらに議論が必要ではないか。

○ 「学習成績の状況」(旧「評定平均値」)の記載について、どのように考えるか。

- ・ 現状では、高校によって評価にばらつきがあるため、選抜における学力評価に活用できない。
- ・ Aという高校とBという高校で、例えば「3」がついていたら、本当に同じ「3」なのかということ。

◆さらに議論が必要と考えられる点

⇒ 「学習成績の状況」は各教科・科目の「評定」を量的に単純平均したものであるが、このような計算方法も含め、どのような見直しが考えられるかなどについて、さらに議論が必要ではないか。

○ 調査書の電子化として、どこまでの仕組を求めるか。その際、調査書データの集積や管理、個人情報保護の在り方及び管理の主体について、どのように考えるか。特に、一元管理の利便性や課題についてはどうか。

【電子化の方向性】

- ・ 新学習指導要領に対応した最初の入試に向けて調査書の中身が変わるわけであるから、そこを目標にして進めてはどうか。
- ・ 調査書機能とポートフォリオ機能の合体のメリットとしては、より多くの情報に基づく多面的な評価が可能となること、入試業務の簡素化と出願ミスの減少につながることで、調査書の作成に当たりポートフォリオ情報を参考にすることで、調査書の作成過程の大幅な軽減が期待できること、生徒が普段から蓄積した情報を入試でも活用できることなどが考えられる。
- ・ 高校での調査書作成の負担などの現状を考慮すると、電子化された調査書と、生徒が自主的に学びの成果とプロセスを入力するポートフォリオとを合わせて評価することが、妥当な評価方法であると考えられる。
- ・ 生徒の諸活動などについては、電子的方策などで生徒自身が自己申告すべきこととし、生徒自身にエビデンスを求め、その成果としての資質・能力を各大学において、丁寧に評価することが適切ではないか。
- ・ 1つの物理的なサーバーの中に全データを集めるということに限定せず、分散データベースの使用であるとか、暗号化して様々なクラウドに置くなど、実装方法としては様々あるのではないか。
- ・ 調査書の電子化に伴って、生徒本人ではなく、高校が調査書のデータを大学に送信することになるとすれば、教員の負担が増加するのではないかと懸念がある。
- ・ 調査書を電子化するに当たって、様式の統一、標準化は必須。
- ・ 調査書の電子化の運用開始時には、一部で紙媒体による授受が残ると運用が混

乱する恐れがあることから、全ての高校・大学で一斉に電子化すべき。

- ・ 学校情報セキュリティガイドラインにおいて、校務支援システムでのデータ管理はクラウド運用が推奨されていることから、電子調査書授受システム自体をクラウドで運用することも検討する余地があるのではないか。
- ・ 電子調査書そのものが真正のものであることを認証する仕組みが必要。

【データ管理の考え方】

- ・ 大学入試だけの ID ではなく、教育データの標準化に向けて検討がなされている小中高を通じた共通 ID と同一のものにすることができないか。
- ・ 調査書データは個人データであるから、授受システムのようなものを作るのであれば、公的な組織が一元的に運用する形でないといけない。
- ・ 成績情報を大学に提出するにあたっては、その情報管理は完全に安全性が確保されているべきであることから、電子情報の授受を扱う担い手はそのデータベースを持たずに、高校から大学に提出する仕組みであることが肝要である。
- ・ 民間事業者ではなく公的な機関が一元的に運用すべき。その理由は、民間事業者が複数立ち上がって運営すると、情報流出や他の目的で使用される危険性の他、窓口が高校から見ても大学から見ても複数となりコストがかかること等である。
- ・ 公的な機関による運用の話以前に、情報流失の観点から、調査書データを一元的に管理することの危険性は払拭できず、データを保持することが本当に必要なのか。
- ・ 情報管理の技術的問題というよりも、ある特定の組織がデータを一元的に管理・集約すること自体、リスクが非常に大きいのではないか。
- ・ 電子調査書の授受システムは安全性の確保が極めて大切であり、データを蓄積しないようにすることが重要である。
- ・ 学校側からの情報はシンプルにして、生徒の情報は生徒からと明確に区別した方が安全であると考えられるため、電子調査書の授受システムは、ポートフォリオのデータベースと一体化する必要はないのではないか。

【留意点】

- ・ 大学入試のことだけを念頭に置いたシステムではなく、進学しない生徒にも視野を広げた議論が必要。
- ・ 高校側においては、公文書としての電子調査書発行手続きの整備が必要。
- ・ 志願先に応じて調査書の内容が変わるというのはあり得ない。電子化の検討に際して考え方の整理が必要。
- ・ 文部科学省の教育情報セキュリティポリシーのガイドラインでは、センシティブな情報を扱う校務支援システムは基本的には外部と遮断されていなければならないが、電子調査書の授受システムのイメージでは外部とつながっており、検討が必要ではないか。
- ・ 現状では、電子調査書システムと高校、電子調査書システムと大学をつなぐ、セキュアな回線がない。実現には教育情報セキュリティポリシーなどのガイドライ

ンの改正が必要。

- ・ 現行の制度では、調査書は高校で保存すべきものになっていない。調査書の保存に関する何らかの規定が必要になるのではないか。
- ・ 電子調査書のデータの授受にあたって、外字に関するルールが必要になる。
- ・ 小学校入学時からひとりひとりに学習者番号を付与し、その番号で大学入試も、社会人になっても活用できる個人のポートフォリオがつかれないか。

●主な意見の概要

(1) 電子化の方向性について、

- ・ 調査書を電子化するにあたって、様式の統一、標準化は必須であるといった意見や、運用開始時には、一部で紙媒体による授受が残ると運用が混乱する恐れがあることから、全ての高校・大学で一斉に電子化すべきといった意見があった。
- ・ 実装方法については、1つの物理的なサーバーの中に全データを集めるということに限定せず、分散データベースの使用であるとか、暗号化して様々なクラウドに置くなど、様々な方法があるのではないかとといった意見があった。
- ・ 生徒の学びの成果等を記録したポートフォリオ機能については、電子調査書システムに組み入れることが良いとする意見がある一方、システムには組み入れず、生徒自身にエビデンスを求めることで個別に各大学に申告するのが良いという意見があった。
- ・ 電子化の時期については、新学習指導要領に対応した最初の入試に向けて調査書の中身が変わることから、そこを目標にして進めてはどうかとの意見があった。

(2) データ管理の考え方について、

- ・ 調査書データは個人データであるから、授受システムのようなものを作るのであれば、公的な組織が一元的に運用する形とすべきとする意見がある一方、
- ・ 一元的に運用するしないの前に、電子調査書の授受システムは安全性の確保が極めて大切であり、情報流出の観点から、データを保持したり蓄積しないようにすることが重要であるとの意見があった。

(3) 留意点として、

- ・ 現状では、電子調査書システムと高校、電子調査書システムと大学をつなぐ、セキュアな回線がなく、文部科学省の教育情報セキュリティポリシーなどのガイドラインの改正が必要である
 - ・ 大学入試のことだけを念頭に置いたシステムではなく、進学しない生徒にも視野を広げた議論が必要である
 - ・ 高校側においては、公文書としての電子調査書発行手続きの整備が必要である
- といった意見があった。

◆さらに議論が必要と考えられる点

⇒ 多面的な評価の内容や手法の在り方、次期学習指導要領下での調査書の在り方の検討を踏まえた上で、調査書を電子化することの目的とメリット（大学において電子化された調査書をどのように活用するのか、どのような電子化の手法であれば活用しやすくなるのか、高校におけるメリットは何か等）について、さらに議論が必要ではないか。

その際、授受システムのようなものを構築するのかもしれないのか、構築するとしてどのような実装方法が考えられるのか、その際セキュアなネットワークについてはどう考えるか、データを一元的に管理する主体を置くのか置かないのか、ポートフォリオ機能を持たせるのか持たせないのか、あるいは構築しないとしてどこまでの電子化を目指すのかなどについて、検討が必要ではないか。

3. 調査書や志願者本人記載資料の活用及び大学への情報提供の在り方に関する事項

- 調査書の活用に当たっての留意点について、どのように考えるか。その際、特に大規模大学における調査書の活用の課題はどのようなものか。また、調査書の活用に係る高校側の期待はどのようなものか。

【調査書の記載事項】

- ・ 調査書は指導要録に基づいて作成する、指導要録の記載事項は設置者が定めるという原則を押さえた上で、調査書に何を記載するかということと、多面的評価に何をどう使うかは、分けて議論することが必要である。
- ・ 高校側としては、一般選抜も含めた大学入学者選抜において、大学が調査書をどのように活用するか不明であるため、記載内容によって生徒が不利になるのではないかという不安や、調査書作成が徒労となる心配など、教員の負担が大きい。
- ・ 受験生が非常に多い私立大学等で調査書を本当に使うのか疑問があり、大学が知りたい情報があるのであれば、大学が自ら集めることとして、調査書の記載内容は最小限にすべき。

【調査書の取扱】

- ・ 学校推薦型選抜や総合型選抜では、調査書はかなり活用されていると思うが、例えば、大規模私立大学の一般選抜では早く合格者を確定させる必要があり、調査書は十分には活用されていないのが現状である。
- ・ 調査書を、あくまでも参考程度の資料として記載内容をきちんと見ることによって、一般選抜でも活用できる可能性はあるのではないか。

【留意点】

- ・ 調査書には、進学用だけでなく就職用もあることに留意が必要である。

●主な意見の概要

(1) 調査書の記載事項について、

- ・ 大学が入試において調査書をどのように活用するか不明である中での調査書の作成は教員の負担が大きいため、大学が知りたい情報は大学が自ら受験生から集めることとし、調査書の記載内容は最小限にすべきとの意見があった。

(2) 調査書の取扱について、

- ・ 学校推薦型選抜や総合型選抜では、調査書はかなり活用されているが、例えば、大規模私立大学の一般選抜では十分に活用されていないのが現状であるとする意見がある一方、一般選抜においても参考程度の資料として記載内容をきちんと見ることによって、活用できる可能性はあるのではないかとの意見があった。

◆さらに議論が必要と考えられる点

⇒ 大規模私立大学の一般選抜など一部の入試区分において調査書が十分に活用されていない現状を踏まえて、大学に対してどのような調査書の活用を求めるのか、あるいは、大学のアドミッション・ポリシーに基づき、調査書を活用せず、学力検査、志願者本人記載資料等による選抜区分を設けることも可とするのか、さらに議論が必要ではないか。

○ 志願者本人記載資料の内容を合否判定の資料として活用する場合の基本的な考え方について、どのように考えるか。

【志願者本人記載資料を活用する意義】

- ・ (再掲) 受験生自身が取り組んできた活動や実績を振り返る機会となり、進路を見つめ直すことで入学後のミスマッチを解消する狙いがある。
- ・ 過去の取組を単に振り返っているということだけを入試で評価するのではなく、志願者本人記載資料を求めることにより、どういう視点や問題意識を持って振り返りをしているのかという評価ができる。

●主な意見の概要

志願者本人記載資料を活用する意義について、受験生自身が取り組んできた活動や実績を振り返る機会となり、進路を見つめ直すことで入学後のミスマッチを解消する狙いがあるとの意見や、大学にとっても、どういう視点や問題意識を持って振り返りをしているのかという評価ができるとの意見があった。

○ 特に志願者が経済的な条件等に左右されず等しく多面的な評価の機会を得ることができるよう評価の手法等について、どのように考えるか。

【評価の在り方】

- ・ 生徒の家庭状況によって体験格差が生じることから、例えば、調査書等に家庭背景に関する項目や、アルバイトや兄弟の世話等を評価する項目を入れるなど、経済的に不利な生徒が排除されないような手立てが組み込まれていることが重要である。
- ・ 家庭の社会経済的背景が厳しい層の生徒であっても確実に書けるような評価項目(アルバイト、家庭への貢献等)を通じて、コミュニケーション能力、継続性、協働性などを評価することも考えられる。
- ・ 家庭背景等に関する項目を入試で聞くのは経済的に不利な受験生に配慮を行うためであるといったことを、あらかじめ明確にしてはどうか。

【留意点】

- ・ 全ての受験者に対しての公平というのは現実的に難しいところがあり、同一入試区分の中での公平性が求められるとしても、区分が異なると必ずしも公平でない現状がある。
- ・ 生徒が評価の対象となるような活動を行うに当たって、高校側の教員のマンパワーの有無や公私立の別等によって、差が生じることが懸念される。

●主な意見の概要

評価の在り方として、調査書等に家庭の社会経済的背景が厳しい層の生徒への配慮のための評価項目（アルバイト、家庭への貢献等）を設定することで、コミュニケーション能力、継続性、協働性などを評価することも考えられるとの意見があった。

◆さらに議論が必要と考えられる点

⇒ 志願者の家庭背景や在籍する高校等に左右されない多面的な評価の在り方について、さらに議論が必要ではないか。

- 受験生の学びや活動成果等のデータの集積や管理、個人情報保護の在り方及び管理の主体について、どのように考えるか。特に、一元管理の利便性や課題についてはどうか。

【受験生の学びや活動成果等のデータの取扱】

- ・ 調査書で教員が把握している以外の生徒の活動などは、生徒の活動報告書を通じて、知りたい大学が得られればよいわけで、一旦調査書に落とし込む必要は必ずしもないのではないかな。
- ・ 指導要録に記載された以外の生徒の情報については、生徒自身の活動報告書や、それらを電子化した生徒のポートフォリオなどにより、生徒自身が提出することも必要になるのではないかな。
- ・ JAPAN e-Portfolio の運用に関して、高校を介さずとも、生徒が直接大学にデータをエビデンスとともに提供すればよいのではないかな。

【懸念される点】

- ・ 人が人を評価するという難しい問題があつて、かつ志願者本人が真面目にきちんと活動内容などを入力するかという疑問がある。
- ・ 生徒が入力した e-ポートフォリオのデータについて、教員が記載事実を証明することは負担が大きく難しい。また、生徒へポートフォリオにどう記載すればよいかという指導も必要になってくる。
- ・ （再掲）日々の活動内容や学びをデータとして蓄積し、多面的な評価に活用するという点については、すべての高校生がデータを蓄積していけるわけではないと

いう実態を考慮すべき。

- ・ 大学進学をする生徒は全体の55%であり、進学しない生徒も含めて JAPAN e-Portfolio を活用してデータを蓄積していくことの意義を明確にするのは難しい。

●主な意見の概要

- (1) 受験生の学びや活動成果等のデータの取扱について、調査書に落とし込む必要は必ずしもなく、活動報告書やポートフォリオなどにより、生徒自身が提出することでよいのではないかとの意見があった。
- (2) 懸念される点として、すべての高校生が日々の活動内容や学びをデータとして蓄積していけるわけではないという実態を考慮すべきとの意見があった。